

平成22年 4月30日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

### 規 則

○秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則（27・雇用労働政策課）…………… 1

## 規 則

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第二十七号

秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

秋田県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年秋田県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（受講手当の特例）

- 4 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に受けた職業訓練に係る受講手当の日額は、第五条第三項の規定にかかわらず、七百円とする。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県職業訓練手当支給規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号